

【件名】

日本における水際対策措置（インドからの入国者に対する指定施設での待機措置解除）

【ポイント】

- 11月8日（月）午前0時以降にインドから日本に入国する全ての方は、検疫所が確保する宿泊施設での3日間の待機及び入国後3日目の検査は求められません。なお、入国後14日間の自宅等での待機については変更ありません。

【本文】

1 11月5日、日本政府は、新たな水際対策措置として、11月8日（月）午前0時以降にインドから日本に到着し、入国時の検査で陰性と判定された全ての方については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での3日間の待機及び入国後3日目の検査を求めないことを発表しました。11月7日（日）にインドを出発し、8日（月）に日本に到着する場合は、本件措置の対象となります。なお、入国後14日間の自宅等での待機については変更ありません。

ご参考：全ての入国者に共通の措置（厚生労働省ホームページ：水際対策に係る新たな措置について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

2 今回の待機措置解除に伴い、空港からの移動手段、入国後の待機場所、空港での海外在留邦人向けワクチン接種の予約を変更する必要がある方は、御注意ください。

なお、海外在留邦人向けワクチン接種の予約をしている方で、予約を変更またはキャンセルされる方は、予約日の前日まで以下の特設予約サイト上で変更またはキャンセルすることができます。体調不良等で接種当日にキャンセルされる場合は、コールセンターへ御連絡ください。

【特設予約サイト URL】

<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>

※予約の変更またはキャンセルの入力方法については、次の URL をご参照ください。

https://mar.s-kantan.jp/help/reserve-CVDGIM/faq-r.htm#A3_4

【海外在留邦人向けワクチン接種事業に関するお問い合わせ先（コールセンター）】

電話 ○日本国内からかける場合：03-6633-3237（有料）

○海外からかける場合：(+81) 50-5806-2587（有料）

もしくはS k y p e上でmofa-vaccine-QA@asiahs.com（無料）

（日本語：月曜～日曜8時～20時（日本時間）、英語：月曜～金曜9時～18時（日本時間））

メールアドレス：mofa-vaccine-QA@asiahs.com

【問い合わせ先】

在ムンバイ日本国総領事館・領事班

電話（91-22）2351-7101

メール ryoji@by.mofa.go.jp